



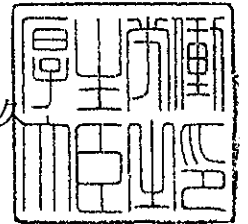
厚生労働省発基安 0222 第 1 号

平成 29 年 2 月 22 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 危険物乾燥設備の構造等

事業者は、危険物乾燥設備を使用して加熱乾燥する乾燥物が爆発する場合に生じる圧力に耐える強度を有する危険物乾燥設備については、危険物乾燥設備の上部を軽量な材料で造り、又は有効な爆発戸、爆発孔等を設けることを要しないこととすること。

二 健康管理手帳等における本籍地に関する項目の削除等

健康管理手帳等における本籍地に関する項目の削除等を行うこととすること。

第二 作業環境測定法施行規則等の一部改正

次に掲げる省令について、これらの省令で定める様式等における本籍地に関する項目の削除等を行うこととする。

1 作業環境測定法施行規則

2 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令

第三 関係省令の一部改正

関係省令について所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十九年四月一日から施行すること。ただし、第一の一は、平成二十九年六月一日から施行することとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を設けるものとする。